

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
光ネットサービス契約約款 <u>2024年7月1日</u> 株式会社 STNet	光ネットサービス契約約款 <u>2024年8月1日</u> 株式会社 STNet	

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧		新		備 考（変更理由）
第1章 総則 第3条		第1章 総則 第3条		
用 語	用 語 の 意 味	用 語	用 語 の 意 味	
21 契約者回線等の移転	ピカラ光ねっと契約を継続したまま契約者回線等を別の場所に移すこと	21 契約者回線等の移転	ピカラ光ねっと契約を継続したまま契約者回線等を別の場所に移すこと（ <u>同一建物内で契約者回線等を移設する場合を除きます。</u> ）	

光ネットサービス契約約款 新旧対照表		
旧	新	備 考（変更理由）
第4章 契約 （ピカラ光ねっと申込みの承諾） 第11条 ピカラ光ねっと契約は、ピカラ光ねっと申込みに対して当社が承諾したときに成立します。 2 当社は、次のいずれかに該当する場合には、ピカラ光ねっと申込みを承諾しないことがあります。 （1）ピカラ光ねっとを提供することが技術上又は経済上著しく困難なとき。 （2）ピカラ光ねっと申込者がピカラ光ねっとの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。 （3）ピカラ光ねっと契約の申込みをした者が、現にピカラ光ねっと若しくは付加機能について利用を停止されている、又は第20条（当社が行うピカラ光ねっとネットサービス契約の解除）に係る解除若しくは当社が提供するいずれかのサービスについて解除又は廃止等を受けたことがあるとき。 （4）契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。 （5）第48条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。 （6）特定協定事業者と契約を締結するピカラ光ねっと契約者においては、契約者回線と加入者回線の接続に関し、特定協定事業者の承諾が得られないとき、又は申込内容が相互接続協定に基づく条件に合致しないとき。 （7）第7条（契約の単位と条件）第2項、第10条（ピカラ光ねっと申込みの方法）第2項の規定に該当する場合に、ピカラ光ねっと申込者が承諾しないとき。 （8）その他ピカラ光ねっとに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。 （最低利用期間） 第13条 ピカラ光ねっとは、料金表の定めるところにより最低利用期間があります。最低利用期間の起算日は前条のピカラ光ねっとの初期提供開始日とします。ただし、同一の契約者回線等にてピカラ光でんわの提供を受けているピカラ光ねっと契約者は、ピカラ光ねっとの初期提供開始日と工事の完了によりピカラ光でんわの提供を開始した日のうち、先に提供を開始した日を最低利用期間の起算日とします。 2 ピカラ光ねっと契約者は、前項の期間内にピカラ光ねっと契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに料金表に規定する解約金を一括して支払っていただきます。ただし、第19条の2（初期契約解除）の規定によりピカラ光ねっと契約者が初期契約解除を行う場合及び第21条（契約者回線の提供ができなくなった場合の措置）第1項の規定により当社がピカラ光ねっと契約を解除するとき又は料金表に別に定める場合は、この限りではありません。 （ピカラ光ねっと契約者が行うピカラ光ねっと契約の解除） 第19条 ピカラ光ねっと契約者は、ピカラ光ねっと契約を解除しようとするときは、あらかじめ光ネットサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。 2 前項の通知により、ピカラ光ねっと契約を解除する場合、ピカラ光ねっと契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときには、ピカラ光ねっと契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。	第4章 契約 （ピカラ光ねっと申込みの承諾） 第11条 ピカラ光ねっと契約は、ピカラ光ねっと申込みに対して当社が承諾したときに成立します。 2 当社は、次のいずれかに該当する場合には、ピカラ光ねっと申込みを承諾しないことがあります。 （1）ピカラ光ねっとを提供することが技術上又は経済上著しく困難なとき。 （2）ピカラ光ねっと申込者がピカラ光ねっとの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。 （3）ピカラ光ねっと契約の申込みをした者が、現にピカラ光ねっと若しくは付加機能について利用を停止されている、又は第20条（当社が行うピカラ光ねっとネットサービス契約の解約）に係る解約若しくは当社が提供するいずれかのサービスについて解約又は廃止等を受けたことがあるとき。 （4）契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。 （5）第48条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。 （6）特定協定事業者と契約を締結するピカラ光ねっと契約者においては、契約者回線と加入者回線の接続に関し、特定協定事業者の承諾が得られないとき、又は申込内容が相互接続協定に基づく条件に合致しないとき。 （7）第7条（契約の単位と条件）第2項、第10条（ピカラ光ねっと申込みの方法）第2項の規定に該当する場合に、ピカラ光ねっと申込者が承諾しないとき。 （8）その他ピカラ光ねっとに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。 （最低利用期間） 第13条 ピカラ光ねっとは、料金表の定めるところにより最低利用期間があります。最低利用期間の起算日は前条のピカラ光ねっとの初期提供開始日とします。ただし、同一の契約者回線等にてピカラ光でんわの提供を受けているピカラ光ねっと契約者は、ピカラ光ねっとの初期提供開始日と工事の完了によりピカラ光でんわの提供を開始した日のうち、先に提供を開始した日を最低利用期間の起算日とします。 2 ピカラ光ねっと契約者は、前項の期間内にピカラ光ねっと契約の解約があった場合は、当社が定める期日までに料金表に規定する解約金を一括して支払っていただきます。ただし、第19条の2（初期契約解除）の規定によりピカラ光ねっと契約者が初期契約解除を行う場合及び第21条（契約者回線の提供ができなくなった場合の措置）第1項の規定により当社がピカラ光ねっと契約を解約するとき又は料金表に別に定める場合は、この限りではありません。 （ピカラ光ねっと契約者が行うピカラ光ねっと契約の解除） 第19条 ピカラ光ねっと契約者は、ピカラ光ねっと契約を解約しようとするときは、あらかじめ光ネットサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。 2 前項の通知により、ピカラ光ねっと契約を解約する場合、ピカラ光ねっと契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときには、ピカラ光ねっと契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。	

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
（当社が行うピカラ光ねっと契約の解除） 第20条 当社は、第31条（利用停止）の規定によりピカラ光ねっとの利用を停止されたピカラ光ねっと契約者が、その事実を解消しないときは、ピカラ光ねっと契約を<u>解除</u>することがあります。 2 当社は、ピカラ光ねっと契約者が第31条（利用停止）第1項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第31条（利用停止）の規定にかかわらず、ピカラ光ねっとの利用停止をしないでピカラ光ねっと契約を<u>解除</u>することがあります。 3 当社は、ピカラ光ねっと契約者において、破産、民事再生又は会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、ピカラ光ねっと契約を<u>解除</u>することがあります。 4 当社は、前3項の規定によりピカラ光ねっと契約を<u>解除</u>しようとするときは、あらかじめピカラ光ねっと契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。 5 第1項乃至第3項の解除にあたり、ピカラ光ねっと契約者が所有又は占有する敷地、家屋又は構築物等の復旧を要する場合には、ピカラ光ねっと契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。 （契約者回線の提供ができなくなった場合の措置） 第21条 当社は、当社及びピカラ光ねっと契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、ピカラ光ねっと契約を<u>解除</u>することがあります。 2 当社は、前項の規定により、ピカラ光ねっと契約を<u>解除</u>しようとするときは、あらかじめピカラ光ねっと契約者に通知します。	（当社が行うピカラ光ねっと契約の<u>解約</u>） 第20条 当社は、第31条（利用停止）の規定によりピカラ光ねっとの利用を停止されたピカラ光ねっと契約者が、その事実を解消しないときは、ピカラ光ねっと契約を<u>解約</u>することがあります。 2 当社は、ピカラ光ねっと契約者が第31条（利用停止）第1項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第31条（利用停止）の規定にかかわらず、ピカラ光ねっとの利用停止をしないでピカラ光ねっと契約を<u>解約</u>することがあります。 3 当社は、ピカラ光ねっと契約者において、破産、民事再生又は会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、ピカラ光ねっと契約を<u>解約</u>することがあります。 4 当社は、前3項の規定によりピカラ光ねっと契約を<u>解約</u>しようとするときは、あらかじめピカラ光ねっと契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。 5 第1項乃至第3項の解約にあたり、ピカラ光ねっと契約者が所有又は占有する敷地、家屋又は構築物等の復旧を要する場合には、ピカラ光ねっと契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。 （契約者回線の提供ができなくなった場合の措置） 第21条 当社は、当社及びピカラ光ねっと契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、ピカラ光ねっと契約を<u>解約</u>することがあります。 2 当社は、前項の規定により、ピカラ光ねっと契約を<u>解約</u>しようとするときは、あらかじめピカラ光ねっと契約者に通知します。	

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
第5章 付加機能の提供等 第25条 当社は、第23条（付加機能の提供）第4項に規定する場合のほか、任意付加機能を利用しているピカラ光ねっと契約者から、ピカラ光ねっと契約の<u>解除</u>又は任意付加機能の廃止の申出があったときは、任意付加機能を廃止します。	第5章 付加機能の提供等 第25条 当社は、第23条（付加機能の提供）第5項に規定する場合のほか、任意付加機能を利用しているピカラ光ねっと契約者から、ピカラ光ねっと契約の<u>解約</u>又は任意付加機能の廃止の申出があったときは、任意付加機能を廃止します	

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）								
第10章 料金等 （利用料金の支払義務） 第34条 ピカラ光ねっとと契約者は、第12条（初期提供開始日）の初期提供開始日（付加機能等についてはその提供を開始した日）から起算して、ピカラ光ねっとと契約の解除があった日（付加機能等についてはその廃止があった日）の前日までの期間について、料金表に定める利用料金の支払いを要します。 2 ピカラ光ねっとと契約者は、そのピカラ光ねっとと契約者が利用している付加機能等によりピカラ光ねっとと契約者以外の者が行った通信に係る利用料金についても、当社に対し責任を負わなければなりません。 3 第1項の期間において、利用の一時中断等によりピカラ光ねっとを利用することができない状態が生じたときの利用料金（そのピカラ光ねっとの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額。）の支払いは、次の各号のとおりとします。 （1）利用の一時中断をしたときは、ピカラ光ねっとと契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。 （2）利用停止があったときは、ピカラ光ねっとと契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。 （3）前2号のほか、ピカラ光ねっとと契約者は、次の表に規定する場合を除き、ピカラ光ねっとを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。 <table><tr><th>区 別</th><th>支払いを要しない料金</th></tr><tr><td>ピカラ光ねっとと契約者の責めによらない理由により、ピカラ光ねっとを全く利用できない状態（そのピカラ光ねっとと契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度になる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合、又は一部が全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき。</td><td>左記のピカラ光ねっとを利用できない事実を当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのピカラ光ねっとについての利用料金（一部が全く利用できない状態の場合は、その日数に対応するその部分に係る料金額。）</td></tr></table> 4 当社は、支払いを要しない利用料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 5 第3項の規定にかかわらず、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 （工事費の支払義務） 第35条 ピカラ光ねっとと契約者は、ピカラ光ねっと申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費の支払いを要します。 ただし、工事の着手前にそのピカラ光ねっとと契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、ピカラ光ねっとと契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただく場合があります。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。	区 別	支払いを要しない料金	ピカラ光ねっとと契約者の責めによらない理由により、ピカラ光ねっとを全く利用できない状態（そのピカラ光ねっとと契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度になる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合、又は一部が全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき。	左記のピカラ光ねっとを利用できない事実を当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのピカラ光ねっとについての利用料金（一部が全く利用できない状態の場合は、その日数に対応するその部分に係る料金額。）	第10章 料金等 （利用料金の支払義務） 第34条 ピカラ光ねっとと契約者は、第12条（初期提供開始日）の初期提供開始日（付加機能等についてはその提供を開始した日）から起算して、ピカラ光ねっとと契約の解約があった日（付加機能等についてはその廃止があった日）の前日までの期間について、料金表に定める利用料金の支払いを要します。 2 ピカラ光ねっとと契約者は、そのピカラ光ねっとと契約者が利用している付加機能等によりピカラ光ねっとと契約者以外の者が行った通信に係る利用料金についても、当社に対し責任を負わなければなりません。 3 第1項の期間において、利用の一時中断等によりピカラ光ねっとを利用することができない状態が生じたときの利用料金（そのピカラ光ねっとの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額。）の支払いは、次の各号のとおりとします。 （1）利用の一時中断をしたときは、ピカラ光ねっとと契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。 （2）利用停止があったときは、ピカラ光ねっとと契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。 （3）前2号のほか、ピカラ光ねっとと契約者は、次の表に規定する場合を除き、ピカラ光ねっとを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。 <table><tr><th>区 別</th><th>支払いを要しない料金</th></tr><tr><td>ピカラ光ねっとと契約者の責めによらない理由により、ピカラ光ねっとを全く利用できない状態（そのピカラ光ねっとと契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度になる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合、又は一部が全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき。</td><td>左記のピカラ光ねっとを利用できない事実を当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのピカラ光ねっとについての利用料金（一部が全く利用できない状態の場合は、その日数に対応するその部分に係る料金額。）</td></tr></table> 4 当社は、支払いを要しない利用料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 5 第3項の規定にかかわらず、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 （工事費の支払義務） 第35条 ピカラ光ねっとと契約者は、ピカラ光ねっと申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費の支払いを要します。 ただし、工事の着手前にそのピカラ光ねっとと契約の解約又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解約等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。 2 工事の着手後完了前に解約等があった場合は、前項の規定にかかわらず、ピカラ光ねっとと契約者は、その工事に関して解約等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただく場合があります。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。	区 別	支払いを要しない料金	ピカラ光ねっとと契約者の責めによらない理由により、ピカラ光ねっとを全く利用できない状態（そのピカラ光ねっとと契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度になる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合、又は一部が全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき。	左記のピカラ光ねっとを利用できない事実を当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのピカラ光ねっとについての利用料金（一部が全く利用できない状態の場合は、その日数に対応するその部分に係る料金額。）	
区 別	支払いを要しない料金									
ピカラ光ねっとと契約者の責めによらない理由により、ピカラ光ねっとを全く利用できない状態（そのピカラ光ねっとと契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度になる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合、又は一部が全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき。	左記のピカラ光ねっとを利用できない事実を当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのピカラ光ねっとについての利用料金（一部が全く利用できない状態の場合は、その日数に対応するその部分に係る料金額。）									
区 別	支払いを要しない料金									
ピカラ光ねっとと契約者の責めによらない理由により、ピカラ光ねっとを全く利用できない状態（そのピカラ光ねっとと契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度になる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合、又は一部が全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき。	左記のピカラ光ねっとを利用できない事実を当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのピカラ光ねっとについての利用料金（一部が全く利用できない状態の場合は、その日数に対応するその部分に係る料金額。）									

光ネットサービス契約約款 新旧対照表		
旧	新	備 考（変更理由）
第13章 雑 則 （ピカラ光ねっと契約者以外の者の利用に係る義務） 第49条 ピカラ光ねっと契約者は、契約者回線等をピカラ光ねっと契約者以外の第三者（別記11（ピカラ光ねっとにおける禁止事項）（23）の同一契約者回線等を使用する同居の家族等を除きます）に使用させる場合は、次の各号の事項について守っていただきます。 （1）ピカラ光ねっと契約者は、前条（利用に係るピカラ光ねっと契約者の義務）の規定の適用について、その契約者回線等を使用する当該ピカラ光ねっと契約者以外の者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。 （品目及び種別等の変更） 第14条 ピカラ光ねっと契約者は、当社に対し、ピカラ光ねっとの品目及び種別等の変更を請求することができます。 2 当社は、ピカラ光ねっと契約者が請求した品目の変更について、その請求内容が、ピカラ光ねっと契約者が現在利用している品目よりも伝送速度が高速である品目に変更する場合に限り、その請求を受け付けます。ただし、10Gb/s 品目から 1Gb/s 品目への変更は、<u>当該低速の品目</u>への請求を受け付けます。また、料金表に別段の定めがある場合、及び移転の請求により契約者回線等を移転した場合の扱いは別記1（4-2）のとおりとします。 （ユーザID及びパスワードの管理） 第50条 6 ピカラ光ねっと契約の解除に伴い、ピカラ光ねっと契約者は当社にユーザIDを返還していただきます。 （反社会的勢力の排除） 第58条 4 当社は、申込者又はピカラ光ねっと契約者が第1項各号のいずれかに該当する若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、第1項若しくは第2項の規定に関して虚偽の申告を行ったことが判明した場合、又は前項に規定する調査などに応じない若しくは調査などにおいて虚偽の回答をした場合であって、ピカラ光ねっと契約の申込みを承諾すること又はピカラ光ねっと契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、ピカラ光ねっと契約の申込みを承諾しないこと又はピカラ光ねっと契約を解除することが出来るものとします。	第13章 雑 則 （ピカラ光ねっと契約者以外の者の利用に係る義務） 第49条 ピカラ光ねっと契約者は、契約者回線等をピカラ光ねっと契約者以外の同居の家族等に使用させる場合は、次の各号の事項について守っていただきます。 （1）ピカラ光ねっと契約者は、前条（利用に係るピカラ光ねっと契約者の義務）の規定の適用について、その契約者回線等を使用する当該ピカラ光ねっと契約者以外の者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。 （品目及び種別等の変更） 第14条 ピカラ光ねっと契約者は、当社に対し、ピカラ光ねっとの品目及び種別等の変更を請求することができます。 2 当社は、ピカラ光ねっと契約者が請求した品目の変更について、その請求内容が、ピカラ光ねっと契約者が現在利用している品目よりも伝送速度が高速である品目に変更する場合に限り、その請求を受け付けます。ただし、10Gb/s 品目から 1Gb/s 品目への変更は、<u>1Gb/s 品目</u>への請求を受け付けます。また、料金表に別段の定めがある場合、及び移転の請求により契約者回線等を移転した場合の扱いは別記1（4-2）のとおりとします。 （ユーザID及びパスワードの管理） 第50条 6 ピカラ光ねっと契約の解約に伴い、ピカラ光ねっと契約者は当社にユーザIDを返還していただきます。 （反社会的勢力の排除） 第58条 4 当社は、申込者又はピカラ光ねっと契約者が第1項各号のいずれかに該当する若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、第1項若しくは第2項の規定に関して虚偽の申告を行ったことが判明した場合、又は前項に規定する調査などに応じない若しくは調査などにおいて虚偽の回答をした場合であって、ピカラ光ねっと契約の申込みを承諾すること又はピカラ光ねっと契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、ピカラ光ねっと契約の申込みを承諾しないこと又はピカラ光ねっと契約を解約することが出来るものとします。	

光ネットサービス契約約款 新旧対照表		
旧	新	備 考（変更理由）
別記 1 （４－１）移転に係る初期提供開始日の引継ぎ 当社は、契約者回線等の移転に初期提供開始日の引継ぎについて、次のとおり取り扱います。 （ア）別記 1（１）表の同一「市町村の区域」内の移転又は別記 1（１）表の初期提供開始日の引継ぎ欄が〔可〕の提供区域へ移転する場合は、当社所定の移転申込書により移転前の提供区域の提携事業者又は特定協定事業者との契約（以下この項目において「既存契約」といいます。）の初期提供開始日を引き継ぎます。 ただし、移転に係る既存契約の<u>解除</u>と同時期に、移転先のピカラ光ねっとの利用に係る提携事業者又は特定協定事業者の契約を締結し、移転先のピカラ光ねっどを提供した場合に限ります。 （イ）別記 1（１）表の初期提供開始日の引継ぎ欄が〔－〕の提供区域への移転については、既存契約の初期提供開始日を引き継ぎません。また、この移転先において別記 1（３－１）、（３－２）に該当する場合は、それぞれ移転先の定める条件を満たす必要があります。 （ウ）別記 1（１）表の初期提供開始日の引継ぎ欄が〔その他〕の提供区域への移転については、既存契約の初期提供開始日を引き継ぎません。また、この提供区域からの移転についても、初期提供開始日の引継ぎの適用対象外とします。 （エ）別記 1（４－２）に規定する契約者回線等の移転に係る品目の変更の請求を当社が受け付けた場合についても、初期提供開始日の取扱い（ア）、（イ）、（ウ）と同様とします。	別記 1 （４－１）移転に係る初期提供開始日の引継ぎ 当社は、契約者回線等の移転に初期提供開始日の引継ぎについて、次のとおり取り扱います。 （ア）別記 1（１）表の同一「市町村の区域」内の移転又は別記 1（１）表の初期提供開始日の引継ぎ欄が〔可〕の提供区域へ移転する場合は、当社所定の移転申込書により移転前の提供区域の提携事業者又は特定協定事業者との契約（以下この項目において「既存契約」といいます。）の初期提供開始日を引き継ぎます。 ただし、移転に係る既存契約の<u>解約</u>と同時期に、移転先のピカラ光ねっとの利用に係る提携事業者又は特定協定事業者の契約を締結し、移転先のピカラ光ねっどを提供した場合に限ります。 （イ）別記 1（１）表の初期提供開始日の引継ぎ欄が〔－〕の提供区域への移転については、既存契約の初期提供開始日を引き継ぎません。また、この移転先において別記 1（３－１）、（３－２）に該当する場合は、それぞれ移転先の定める条件を満たす必要があります。 （ウ）別記 1（１）表の初期提供開始日の引継ぎ欄が〔その他〕の提供区域への移転については、既存契約の初期提供開始日を引き継ぎません。また、この提供区域からの移転についても、初期提供開始日の引継ぎの適用対象外とします。 （エ）別記 1（４－２）に規定する契約者回線等の移転に係る品目の変更の請求を当社が受け付けた場合についても、初期提供開始日の取扱い（ア）、（イ）、（ウ）と同様とします。	

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧				新		備 考（変更理由）
（４－２）移転に係る品目の変更の取扱い 当社は、契約者回線等の移転に係る品目の変更について、次のとおり取り扱います。				（４－２）移転に係る品目の変更の取扱い 当社は、契約者回線等の移転に係る品目の変更について、移転前と同じ品目又は高速の品目を選択できます。ただし、移転先の品目が移転前より低速の品目しか選択できない場合は、当該低速の品目を選択していただきます。ただし、10Gb/s 品目から 1Gb/s 品目への変更を請求する場合は、1Gb/s 品目を選択できます。		
移転先の提供区域名		品目	契約者回線等の移転に係る取扱い			
香川県	<u>ビカラ（香川）</u> 、 <u>ビカラ CVC</u>	<u>100Mb/s</u> <u>1Gb/s</u> <u>10Gb/s</u>	<u>契約者回線等の移転に係る品目の変更について、移転前と同じ品目又は高速の品目を選択できます。</u> <u>ただし、10Gb/s 品目から 1Gb/s 品目への変更を請求する場合は、当該低速の品目を選択できます。</u>			
愛媛県	<u>ビカラ（愛媛）</u> 、 <u>ビカラ愛媛 CATV</u>					
徳島県	<u>ビカラ（徳島）</u> 、 <u>ビカラ KBC</u>					
高知県	<u>ビカラ KCB</u>					
香川県	<u>ビカラさぬき市</u> 、 <u>ビカラ東かがわ</u> <u>ビカラ MCB</u>	<u>100Mb/s</u> <u>1Gb/s</u>	<u>契約者回線等の移転に係る品目の変更について、移転前と同じ品目又は高速の品目を選択できます。</u> <u>ただし、移転先の品目が移転前より低速の品目しか選択できない場合は、当該低速の品目を選択していただきます。</u>			
愛媛県	<u>ビカラ東温・久万高原</u> 、 <u>ビカラ UCAT</u> 、 <u>ビカラ西予</u> 、 <u>ビカラ（宇和島市）</u> 、 <u>ビカラ ICK</u> 、 <u>ビカラ八西</u>					
徳島県	<u>ビカラ MTC</u> 、 <u>ビカラ海部</u> 、 <u>ビカラ石井 CATV</u> 、 <u>ビカラおえ</u> <u>ビカラテレビあなん</u> 、 <u>ビカラエーアイ</u> 、 <u>ビカラ東阿波</u> 、					
高知県	<u>ビカラ香南</u> 、 <u>ビカラ中芸</u> 、 <u>ビカラ中土佐</u> 、 <u>ビカラよさこい</u> 、 <u>ビカラ日高</u> 、 <u>ビカラ SWAN</u>					
徳島県	<u>ビカラ CUEtv</u>	<u>10Mb/s</u> <u>100Mb/s</u> <u>1Gb/s</u>				
香川県	<u>ビカラ KBN</u>					
愛媛県	<u>ビカラ新居浜・西条</u> 、 <u>ビカラ四国中央</u>					
徳島県	<u>ビカラなか</u> 、 <u>ビカラ鳴門</u> 、 <u>ビカラあわ</u> 、 <u>ビカラ ICN</u>					
高知県	<u>ビカラおおとよ</u> 、 <u>ビカラゆすはら</u> <u>ビカラおち</u> 、	<u>1Gb/s</u>				

光ネットサービス契約約款 新旧対照表		
旧	新	備 考（変更理由）
料金表 通則 (料金の計算方法等) 2 月額料金は、起算日において当社が提供するピカラ光ねっとの品目又は種別等に準じた料金を適用して算定します。 (1) 初期提供開始日及び契約者回線等の移転（ただし、初期提供開始日を引継ぐ場合は除きます。）に係るピカラ光ねっとの提供を開始した日（以下「提供開始日等」といいます。）が含まれる月の月額料金はいただきません。 (2) ピカラ光ねっと、機器のレンタル若しくは附帯サービスの<u>解除</u>日又は付加機能の廃止日が起算日以外になる場合は、当該料金月の月額料金はいただきます。 (3) (1)の提供開始日等とピカラ光ねっと、機器のレンタル若しくは附帯サービスの<u>解除</u>日又は付加機能の廃止日が同一月となった場合には、当該料金月の月額料金はいただきます。 (4) 当社は、ピカラ光ねっとの品目又は種別等が変更された場合には、起算日時点でピカラ光ねっとと契約者に対して提供する品目又は種別等に応じて定まる料金を適用して算定します。 (5) (削除) (6) 初期契約解除を行う場合は、<u>上記</u>にかかわらず初期提供開始日からピカラ光ねっと契約の解除までの期間において月額料金を日割りにて算定します。 (7) (6)を適用する場合の月額料金の日割りの算定は、暦日数により行います。 (8) ピカラ光ねっと契約の<u>解除</u>に伴う解約金および解約手数料は、<u>解除</u>日の前日の属する料金月の起算日における基本額に長期契約割引およびセット割引及びトリオ割引に係る利用規約に定める割引を適用した額（当該料金月において、ピカラ光ねっとを利用休止している場合、利用休止に係る料金は適用しません。）とします。	料金表 通則 (料金の計算方法等) 2 月額料金は、起算日において当社が提供するピカラ光ねっとの品目又は種別等に準じた料金を適用して算定します。 (1) 初期提供開始日及び契約者回線等の移転（ただし、初期提供開始日を引継ぐ場合は除きます。）に係るピカラ光ねっとの提供を開始した日（以下「提供開始日等」といいます。）が含まれる月の月額料金はいただきません。 (2) ピカラ光ねっと、機器のレンタル若しくは附帯サービスの<u>解約</u>日又は付加機能の廃止日が起算日以外になる場合は、当該料金月の月額料金はいただきます。 (3) (1)の提供開始日等とピカラ光ねっと、機器のレンタル若しくは附帯サービスの<u>解約</u>日又は付加機能の廃止日が同一月となった場合には、当該料金月の月額料金はいただきます。 (4) 当社は、ピカラ光ねっとの品目又は種別等が変更された場合には、起算日時点でピカラ光ねっとと契約者に対して提供する品目又は種別等に応じて定まる料金を適用して算定します。 (5) (削除) (6) 初期契約解除を行う場合は、<u>第1項及び第2項（1）乃至（4）の規定</u>にかかわらず初期提供開始日からピカラ光ねっと契約の解除までの期間において月額料金を日割りにて算定します。 (7) (6)を適用する場合の月額料金の日割りの算定は、暦日数により行います。 (8) ピカラ光ねっと契約の<u>解約</u>に伴う解約金および解約手数料は、<u>解約</u>日の前日の属する料金月の起算日における基本額に長期契約割引およびセット割引及びトリオ割引に係る利用規約に定める割引を適用した額（当該料金月において、ピカラ光ねっとを利用休止している場合、利用休止に係る料金は適用しません。）とします。	

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧				新				備 考（変更理由）																																																																																			
料金表 第1表 料金 第1 利用料金 1 適用 （2）最低利用期間内にピカラ光ねっと契約の解除等があった場合の料金の適用 ア ピカラ光ねっとには次表に定める最低利用期間があります。 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th colspan="2">最低利用期間</th></tr><tr><td colspan="2">10Gb/s 1Gb/s</td><td colspan="2">2 年間</td></tr><tr><td colspan="2">100Mb/s (ﾌﾟﾗﾝ 2-2B [ﾏﾝｼｮﾝﾊﾞﾘｭｰﾌﾞﾗﾝ LAN ﾀｲﾌﾟ] のもの)</td><td colspan="2">1 年間</td></tr><tr><td rowspan="11">100Mb/s (ﾌﾟﾗﾝ 2-2B [ﾏﾝｼﾞｵﾝﾊﾞﾘｭｰﾌﾞﾗ ﾝ LAN ﾀｲﾌﾟ] 以 外のもの)</td><td>提供区域名</td><td>申込時期</td><td>最低利用期間</td></tr><tr><td>・ピカラさぬき市</td><td rowspan="6">二</td><td rowspan="6">2 年間</td></tr><tr><td>・ピカラおえ</td></tr><tr><td>・ピカラなか</td></tr><tr><td>・ピカラ東阿波</td></tr><tr><td>・ピカラSWAN</td></tr><tr><td>・ピカラ中土佐</td></tr><tr><td>・ピカラ東かがわ</td><td rowspan="8">二</td><td rowspan="8">1 年間</td></tr><tr><td>・ピカラUCAT [エリア区分 (2)]</td></tr><tr><td>・ピカラ西予</td></tr><tr><td>・ピカラ八西</td></tr><tr><td>・ピカラ海部</td></tr><tr><td>・ピカラ香南</td></tr><tr><td>・ピカラ日高</td></tr><tr><td>・ピカラ中芸</td></tr><tr><td>・ピカラ (香川)、ピカラ (愛媛)、ピカラ (徳島)</td><td rowspan="6">2012 年 1 月 1 日以降</td><td rowspan="6">2 年間</td></tr><tr><td>・ピカラMCB</td></tr><tr><td>・ピカラ愛媛CATV</td></tr><tr><td>・ピカラUCAT [エリア区分 (1)]</td></tr><tr><td>・ピカラ (宇和島市)</td></tr><tr><td>・ピカラICK</td></tr><tr><td>・ピカラCUEtv</td><td rowspan="6">2011 年 12 月 31 日より以前</td><td rowspan="6">1 年間</td></tr><tr><td>・ピカラテレビあなん [エリア区分 (1)]</td></tr><tr><td>・ピカラMTC [エリア区分 (1)]</td></tr><tr><td>・ピカラKBC</td></tr><tr><td>・ピカラ石井CATV</td></tr><tr><td>・ピカラエーアイ</td></tr><tr><td>・ピカラよさこい</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">・ピカラCVC</td><td>2012 年 6 月 1 日以降</td><td>2 年間</td></tr><tr><td>2012 年 5 月 31 日より以前</td><td>1 年間</td></tr></table>				区 分		最低利用期間		10Gb/s 1Gb/s		2 年間		100Mb/s (ﾌﾟﾗﾝ 2-2B [ﾏﾝｼｮﾝﾊﾞﾘｭｰﾌﾞﾗﾝ LAN ﾀｲﾌﾟ] のもの)		1 年間		100Mb/s (ﾌﾟﾗﾝ 2-2B [ﾏﾝｼﾞｵﾝﾊﾞﾘｭｰﾌﾞﾗ ﾝ LAN ﾀｲﾌﾟ] 以 外のもの)	提供区域名	申込時期	最低利用期間	・ピカラさぬき市	二	2 年間	・ピカラおえ	・ピカラなか	・ピカラ東阿波	・ピカラSWAN	・ピカラ中土佐	・ピカラ東かがわ	二	1 年間	・ピカラUCAT [エリア区分 (2)]	・ピカラ西予	・ピカラ八西	・ピカラ海部	・ピカラ香南	・ピカラ日高	・ピカラ中芸	・ピカラ (香川)、ピカラ (愛媛)、ピカラ (徳島)	2012 年 1 月 1 日以降	2 年間	・ピカラMCB	・ピカラ愛媛CATV	・ピカラUCAT [エリア区分 (1)]	・ピカラ (宇和島市)	・ピカラICK	・ピカラCUEtv	2011 年 12 月 31 日より以前	1 年間	・ピカラテレビあなん [エリア区分 (1)]	・ピカラMTC [エリア区分 (1)]	・ピカラKBC	・ピカラ石井CATV	・ピカラエーアイ	・ピカラよさこい			・ピカラCVC	2012 年 6 月 1 日以降	2 年間	2012 年 5 月 31 日より以前	1 年間	料金表 第1表 料金 第1 利用料金 1 適用 （2）最低利用期間内にピカラ光ねっと契約の解約等があった場合の料金の適用 ア ピカラ光ねっとには次表に定める最低利用期間があります。 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th colspan="2">最低利用期間</th></tr><tr><td colspan="2">10Gb/s 1Gb/s</td><td colspan="2">2 年間</td></tr><tr><td colspan="2">100Mb/s</td><td colspan="2">1 年間</td></tr><tr><td rowspan="3">10Mb/s</td><td>申込時期</td><td colspan="2">最低利用期間</td></tr><tr><td>2012 年 1 月 1 日以降</td><td colspan="2">2 年間</td></tr><tr><td>2011 年 12 月 31 日より以前</td><td colspan="2">1 年間</td></tr></table> イ ピカラ光ねっと契約者は、アの最低利用期間内にピカラ光ねっと契約の解約があった場合は、第13条（最低利用期間）の規定により、次表に規定する解約金を一括して支払っていただきます。ただし、同条第2項ただし書きに該当する場合及びウ又はエに該当する場合は除きます。なお、初期提供開始日から解約までの期間は、月単位での計算とします。 <table><tr><td>解約金 [1 契約者回線等ごと]</td><td>ピカラ光ねっとの基本額に、長期契約割引およびセット割引及びトリオ割引に係る利用規約に定める割引を適用した額</td></tr></table> ウ 当社は、イの規定にかかわらず、当社の判断により、解約金を減免することがあります。 エ 当社は、イの規定にかかわらず、ピカラ光ねっと契約者の死亡日から3ヶ月以内に、これを証明する書類を添えてピカラ光ねっとの解約を当社に通知した場合、解約金を減免することがあります。				区 分		最低利用期間		10Gb/s 1Gb/s		2 年間		100Mb/s		1 年間		10Mb/s	申込時期	最低利用期間		2012 年 1 月 1 日以降	2 年間		2011 年 12 月 31 日より以前	1 年間		解約金 [1 契約者回線等ごと]	ピカラ光ねっとの基本額に、長期契約割引およびセット割引及びトリオ割引に係る利用規約に定める割引を適用した額		
区 分		最低利用期間																																																																																									
10Gb/s 1Gb/s		2 年間																																																																																									
100Mb/s (ﾌﾟﾗﾝ 2-2B [ﾏﾝｼｮﾝﾊﾞﾘｭｰﾌﾞﾗﾝ LAN ﾀｲﾌﾟ] のもの)		1 年間																																																																																									
100Mb/s (ﾌﾟﾗﾝ 2-2B [ﾏﾝｼﾞｵﾝﾊﾞﾘｭｰﾌﾞﾗ ﾝ LAN ﾀｲﾌﾟ] 以 外のもの)	提供区域名	申込時期	最低利用期間																																																																																								
	・ピカラさぬき市	二	2 年間																																																																																								
	・ピカラおえ																																																																																										
	・ピカラなか																																																																																										
	・ピカラ東阿波																																																																																										
	・ピカラSWAN																																																																																										
	・ピカラ中土佐																																																																																										
	・ピカラ東かがわ	二	1 年間																																																																																								
	・ピカラUCAT [エリア区分 (2)]																																																																																										
	・ピカラ西予																																																																																										
	・ピカラ八西																																																																																										
・ピカラ海部																																																																																											
・ピカラ香南																																																																																											
・ピカラ日高																																																																																											
・ピカラ中芸																																																																																											
・ピカラ (香川)、ピカラ (愛媛)、ピカラ (徳島)	2012 年 1 月 1 日以降	2 年間																																																																																									
・ピカラMCB																																																																																											
・ピカラ愛媛CATV																																																																																											
・ピカラUCAT [エリア区分 (1)]																																																																																											
・ピカラ (宇和島市)																																																																																											
・ピカラICK																																																																																											
・ピカラCUEtv	2011 年 12 月 31 日より以前	1 年間																																																																																									
・ピカラテレビあなん [エリア区分 (1)]																																																																																											
・ピカラMTC [エリア区分 (1)]																																																																																											
・ピカラKBC																																																																																											
・ピカラ石井CATV																																																																																											
・ピカラエーアイ																																																																																											
・ピカラよさこい																																																																																											
・ピカラCVC	2012 年 6 月 1 日以降	2 年間																																																																																									
	2012 年 5 月 31 日より以前	1 年間																																																																																									
区 分		最低利用期間																																																																																									
10Gb/s 1Gb/s		2 年間																																																																																									
100Mb/s		1 年間																																																																																									
10Mb/s	申込時期	最低利用期間																																																																																									
	2012 年 1 月 1 日以降	2 年間																																																																																									
	2011 年 12 月 31 日より以前	1 年間																																																																																									
解約金 [1 契約者回線等ごと]	ピカラ光ねっとの基本額に、長期契約割引およびセット割引及びトリオ割引に係る利用規約に定める割引を適用した額																																																																																										

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧				新		備 考（変更理由）																		
<table><tr><td rowspan="2"></td><td>・ピカラテレビあなん [エリア区分（2）]</td><td><u>2013 年 8 月 1 日以降</u></td><td><u>2 年間</u></td></tr><tr><td>・ピカラMTC [エリア区分（2）]</td><td><u>2013 年 7 月 31 日より以前</u></td><td><u>1 年間</u></td></tr><tr><td rowspan="2">10Mb/s</td><td rowspan="2">・ピカラCUE t v</td><td>2012 年 1 月 1 日以降</td><td>2 年間</td></tr><tr><td>2011 年 12 月 31 日より以前</td><td>1 年間</td></tr></table> イ ピカラ光ねっと契約者は、アの最低利用期間内にピカラ光ねっと契約の<u>解除</u>があった場合は、第 1 3 条（最低利用期間）の規定により、次表に規定する解約金を一括して支払っていただきます。ただし、同条第 2 項ただし書きに該当する場合及びウに該当する場合は除きます。なお、初期提供開始日から<u>解除</u>までの期間は、月単位での計算とします。 <table><tr><td>解約金 [1 契約者回線等ごと]</td><td>ピカラ光ねっとの基本額に、長期契約割引およびセット割引及びトリオ割引に係る利用規約に定める割引を適用した額</td></tr></table> ウ 当社は、イの規定にかかわらず、当社の判断により、<u>イで定める料金額を減額して適用</u>することがあります。					・ピカラテレビあなん [エリア区分（2）]	<u>2013 年 8 月 1 日以降</u>	<u>2 年間</u>	・ピカラMTC [エリア区分（2）]	<u>2013 年 7 月 31 日より以前</u>	<u>1 年間</u>	10Mb/s	・ピカラCUE t v	2012 年 1 月 1 日以降	2 年間	2011 年 12 月 31 日より以前	1 年間	解約金 [1 契約者回線等ごと]	ピカラ光ねっとの基本額に、長期契約割引およびセット割引及びトリオ割引に係る利用規約に定める割引を適用した額						
	・ピカラテレビあなん [エリア区分（2）]	<u>2013 年 8 月 1 日以降</u>	<u>2 年間</u>																					
	・ピカラMTC [エリア区分（2）]	<u>2013 年 7 月 31 日より以前</u>	<u>1 年間</u>																					
10Mb/s	・ピカラCUE t v	2012 年 1 月 1 日以降	2 年間																					
		2011 年 12 月 31 日より以前	1 年間																					
解約金 [1 契約者回線等ごと]	ピカラ光ねっとの基本額に、長期契約割引およびセット割引及びトリオ割引に係る利用規約に定める割引を適用した額																							

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）				
（6）長期契約割引の適用 タ 当社は、長割適用期間に係る契約者回線等について、ピカラ光ねっとの<u>解除</u>があった場合は、長期契約割引を廃止します。 チ タのピカラ光ねっとの<u>解除</u>に伴う長期契約割引の廃止があった場合、長期契約割引の適用（長割中断期間を含みます。）を受けていたピカラ光ねっと契約者は、次表に定める解約手数料を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、オに規定する更新月、翌月及び翌々月に廃止があった場合、初期契約解除を行った場合、又はこの約款において別に定める場合はこの限りではありません。 <table><tr><td>解約手数料</td><td>ピカラ光ねっと基本額に、長期契約割引およびセット割引及びトリオ割引に係る利用規約に定める割引を適用した額</td></tr></table> ツ 長期契約割引の適用を受けているピカラ光ねっと契約者が、最低利用期間内にピカラ光ねっを<u>解除</u>した場合、解約手数料を適用しません。 テ 別記1（1）に定める提供区域のうち、次の提供区域における解約手数料は0円とします。 ・ピカラCVC［エリア区分（2）］、ピカラ東かがわ ・ピカラUCAT［エリア区分（2）］、ピカラ西予、ピカラ八西 ・ピカラテレビあなん［エリア区分（2）］、ピカラMTC［エリア区分（2）］、ピカラ海部、ピカラなか ・ピカラゆすはら、ピカラ香南、ピカラ日高、ピカラ中芸、ピカラおおとよ、ピカラおち	解約手数料	ピカラ光ねっと基本額に、長期契約割引およびセット割引及びトリオ割引に係る利用規約に定める割引を適用した額	（6）長期契約割引の適用 タ 当社は、長割適用期間に係る契約者回線等について、ピカラ光ねっとの<u>解約</u>があった場合は、長期契約割引を廃止します。 チ タのピカラ光ねっとの<u>解約</u>に伴う長期契約割引の廃止があった場合、長期契約割引の適用（長割中断期間を含みます。）を受けていたピカラ光ねっと契約者は、次表に定める解約手数料を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、オに規定する更新月、翌月及び翌々月に廃止があった場合、初期契約解除を行った場合、又はこの約款において別に定める場合はこの限りではありません。 <table><tr><td>解約手数料</td><td>ピカラ光ねっと基本額に、長期契約割引およびセット割引及びトリオ割引に係る利用規約に定める割引を適用した額</td></tr></table> ツ 長期契約割引の適用を受けているピカラ光ねっと契約者が、最低利用期間内にピカラ光ねっを<u>解約</u>した場合、解約手数料を適用しません。 テ 別記1（1）に定める提供区域のうち、次の提供区域における解約手数料は0円とします。 ・ピカラCVC［エリア区分（2）］、ピカラ東かがわ ・ピカラUCAT［エリア区分（2）］、ピカラ西予、ピカラ八西 ・ピカラテレビあなん［エリア区分（2）］、ピカラMTC［エリア区分（2）］、ピカラ海部、ピカラなか ・ピカラゆすはら、ピカラ香南、ピカラ日高、ピカラ中芸、ピカラおおとよ、ピカラおち ト <u>当社は、チの規定にかかわらず、当社の判断により、イで定める解約手数料を減免することがあります。</u> ナ <u>当社は、チの規定にかかわらず、ピカラ光ねっと契約者の死亡日から3ヶ月以内に、これを証明する書類を添えてピカラ光ねっとの解約を当社に通知した場合、解約手数料を減免することがあります。</u>	解約手数料	ピカラ光ねっと基本額に、長期契約割引およびセット割引及びトリオ割引に係る利用規約に定める割引を適用した額	
解約手数料	ピカラ光ねっと基本額に、長期契約割引およびセット割引及びトリオ割引に係る利用規約に定める割引を適用した額					
解約手数料	ピカラ光ねっと基本額に、長期契約割引およびセット割引及びトリオ割引に係る利用規約に定める割引を適用した額					

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧											新											備考（変更理由）
(9) ピカラ光ねっとの品目及び種別の適用																						
当社は、別記１（１）に定める提供区域に対して、次表のとおりピカラ光ねっとを提供します。																						
(○ 提供中、－ 提供外)																						
地域	提供区域名	提供する品目及び種別								長期 契約 割引												
		プラン 1 (ホーム)			プラン 2 (マンション)																	
					2-1 (オール光)			2-2B (パ リュー)														
		10Gb/s	1Gb/s	100Mb/s, 10Mb/s	10Gb/s	1Gb/s	10Mb/s	1Gb/s	100Mb/s													
香川 県	ピカラ（香川）※1	○※3	○	－	○※3	○	－	＝	－	○												
	ピカラさぬき市	－	○	－	－	－	－	＝	－	○												
	ピカラCVC ※2	○	○	－	○	○	－	＝	－	○※6												
	ピカラMCB	－	○	－	－	－	－	＝	－	○												
	ピカラ東かがわ	－	○	－	－	－	－	＝	－	○※7												
	ピカラKBN	－	○	－	－	○	－	＝	－	○												
愛媛 県	ピカラ（愛媛）	○	○	－	○	○	－	＝	－	○												
	ピカラ愛媛 CATV	○	○	－	○	○	－	＝	－	○												
	ピカラ東温・久万高原	－	○	－	－	－	－	＝	－	○												
	ピカラUCAT	－	○	－	－	－	－	＝	－	○※6												
	ピカラ（宇和島市）	－	○	－	－	－	－	＝	－	○												
	ピカラICK	－	○	－	－	○	－	＝	－	○												
	ピカラ西予	－	○	－	－	－	－	＝	－	○※7												
	ピカラ八西	－	○	－	－	－	－	＝	－	○※7												
	ピカラ新居浜・西条	－	○	－	－	○	－	＝	－	○												
	ピカラ四国中央	－	○	－	－	－	－	＝	－	○												
	徳島 県	ピカラ（徳島）	○	○	－	○	○	－	＝	○	○											
ピカラCUEtv		－	○	○※5	－	○	○	＝	－	○												
ピカラテレビあなん		－	○	－	－	○	－	＝	－	○※6												
ピカラMTC		－	○	－	－	○	－	＝	－	○※6												
ピカラKBC		○	○	－	○	○	－	＝	－	○												
ピカラ海部		－	○	○※8	－	－	－	＝	－	○※7												
ピカラ石井CATV		－	○	－	－	○	－	＝	－	○												
ピカラエーアイ		－	○	－	－	○	－	＝	－	○												
ピカラおえ		－	○	－	－	－	－	＝	－	○												
ピカラなか		－	○	－	－	－	－	＝	－	○※7												
ピカラ東阿波		－	○	－	－	－	－	＝	－	○												
ピカラ鳴門		－	○	－	－	○	－	＝	－	○												
ピカラあわ		－	○	－	－	－	－	＝	－	○												
ピカラICN		－	○	－	－	－	－	＝	－	○												
高知 県		ピカラKCB	○	○	－	○	○	－	＝	－	○											
	ピカラよさこい	－	○	－	－	○	－	＝	－	○												
	ピカラゆすはら	－	○	－	－	－	－	＝	－	○※7												
	ピカラ香南	－	○	－	－	－	－	＝	－	○※7												
	ピカラ日高	－	○	－	－	－	－	＝	－	○※7												

(9) ピカラ光ねっとの品目及び種別の適用																					
当社は、別記１（１）に定める提供区域に対して、次表のとおりピカラ光ねっとを提供します。																					
(○ 提供中、－ 提供外)																					
地域	提供区域名	提供する品目及び種別								長期 契約 割引											
		プラン 1 (ホーム)			プラン 2 (マンション)																
					2-1 (オール光)			2-2B (パ リュー)													
		10Gb/s	1Gb/s	100Mb/s, 10Mb/s	10Gb/s	1Gb/s	10Mb/s	1Gb/s	100Mb/s												
香川 県	ピカラ（香川）※1	○※3	○	－	○※3	○	－	＝	－	○											
	ピカラさぬき市	－	○	－	－	－	－	＝	－	○											
	ピカラCVC ※2	○	○	－	○	○	－	＝	－	○※6											
	ピカラMCB	－	○	－	－	－	－	＝	－	○											
	ピカラ東かがわ	－	○	－	－	－	－	＝	－	○※7											
	ピカラKBN	－	○	－	－	○	－	＝	－	○											
	愛媛 県	ピカラ（愛媛）	○	○	－	○	○	－	＝	－	○										
ピカラ愛媛 CATV		○	○	－	○	○	－	＝	－	○											
ピカラ東温・久万高原		－	○	－	－	－	－	＝	－	○											
ピカラUCAT		－	○	－	－	－	－	＝	－	○※6											
ピカラ（宇和島市）		－	○	－	－	－	－	＝	－	○											
ピカラICK		－	○	－	－	○	－	＝	－	○											
ピカラ西予		－	○	－	－	－	－	＝	－	○※7											
ピカラ八西		－	○	－	－	－	－	＝	－	○※7											
ピカラ新居浜・西条		－	○	－	－	○	－	＝	－	○											
ピカラ四国中央		－	○	－	－	－	－	＝	－	○											
徳島 県		ピカラ（徳島）	○	○	－	○	○	－	＝	○	○										
	ピカラCUEtv	－	○	○※5	－	○	○	＝	－	○											
	ピカラテレビあなん	－	○	－	－	○	－	＝	－	○※6											
	ピカラMTC	－	○	－	－	○	－	＝	－	○※6											
	ピカラKBC	○	○	－	○	○	－	＝	－	○											
	ピカラ海部	－	○	○※8	－	－	－	＝	－	○※7											
	ピカラ石井CATV	－	○	－	－	○	－	＝	－	○											
	ピカラエーアイ	－	○	－	－	○	－	＝	－	○											
	ピカラおえ	－	○	－	－	－	－	＝	－	○											
	ピカラなか	－	○	－	－	－	－	＝	－	○※7											
	ピカラ東阿波	－	○	－	－	－	－	＝	－	○											
	ピカラ鳴門	－	○	－	－	○	－	＝	－	○											
	ピカラあわ	－	○	－	－	－	－	＝	－	○											
	ピカラICN	－	○	－	－	－	－	＝	－	○											
	高知 県	ピカラKCB	○	○	－	○	○	－	＝	－	○										
ピカラよさこい		－	○	－	－	○	－	＝	－	○											
ピカラゆすはら		－	○	－	－	－	－	＝	－	○※7											
ピカラ香南		－	○	－	－	－	－	＝	－	○※7											
ピカラ日高		－	○	－	－	－	－	＝	－	○※7											

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧											新											備 考（変更理由）
	ビカラ中芸	－	○	－	－	－	－	＝	－	○※		ビカラ中芸	－	○	－	－	－	－	－	○※		
	ビカラSWAN	－	○	－	－	－	－	＝	－	○		ビカラSWAN	－	○	－	－	－	－	－	○		
	ビカラ中土佐	－	○	－	－	－	－	＝	－	○		ビカラ中土佐	－	○	－	－	－	－	－	○		
	ビカラおおとよ	－	○	－	－	－	－	＝	－	○※		ビカラおおとよ	－	○	－	－	－	－	－	○※		
	ビカラおち	－	○	－	－	－	－	＝	－	○※		ビカラおち	－	○	－	－	－	－	－	○※		

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧					新					備 考（変更理由）
2 料金額										
2－1 定額利用料										
2－1－3 付加機能利用料										
区分		種類	単位			料金額[月額]（税込）				
標準付加機能	1－1 電子メール機能 （ピカラドメイン）	基本額	メールアドレス最大3個まで (1GB/60 日間/1 メールアドレ		無料					
		加算額	1 メールアドレス追加ごとに (1GB/60 日間/1 メールアドレ		200 円 (税込 220 円)					
			1 メールアドレ	1GB 追加ごと (ただし、追加できる 容量は 4GB まで)	200 円 (税込 220 円)					
			1 メールアドレ	365 日	無料					
			電子メールを 蓄積できる期間	無期限(迷惑メールおま かせ振分け付)	300 円 (税込 330 円)					
		迷惑メールおまかせ振分け		200 円 (税込 220 円)						
内容										
ア 当社は、1 の契約者回線につき <u>3</u> のメールアドレスを割り当てます。この場合において、 <u>1</u> のメールアドレ										
ドレスにおいて利用できる電子メール蓄積装置の容量は 1GB とし、電子メールを蓄積できる期間は 60 日										
間（365 日間に延長することができるものとします。）とします。										
イ ピカラ光ねっと契約者は、利用するメールアドレスの数、1 のメールアドレスにおいて利用できる電子										
メール蓄積容量、蓄積できる期間の変更及び「迷惑メールおまかせ振り分け」の利用について請求すること										
ができます。										
ウ 追加できるメールアドレスの数は、最大 <u>7</u> 個までとします。										

2 料金額										
2－1 定額利用料										
2－1－3 付加機能利用料										
区分		種類	単位			料金額[月額]（税込）				
標準付加機能	1－1 電子メール機能 （ピカラドメイン）	基本額	メールアドレス 1 個 (1GB/60 日間/1 メールアドレ		無料					
		加算額	1 メールアドレス追加	追加するアドレス が 2 個まで	無料					
			1 メールアドレス追加	追加するアドレス が 3 個以上（最大 9 個まで追加可 能）	200 円 (税込 220 円)					
			1 メールアドレ	1GB 追加ごと (ただし、追加でき る容量は 4GB ま で)	200 円 (税込 220 円)					
			利用できる メールボックスの蓄	365 日	無料					
		積容量	無期限(迷惑メールお まかせ振分け付)	300 円 (税込 330 円)						
		迷惑メールおまかせ振分け		200 円 (税込 220 円)						
		内容								
ア 当社は、1 の契約者回線につき <u>1</u> のメールアドレスを割り当てます。この場合において、メールアドレスにお										
いて利用できる電子メール蓄積装置の容量は 1GB とし、電子メールを蓄積できる期間は 60 日間（365 日間に延										
長することができるものとします。）とします。										
イ ピカラ光ねっと契約者は、利用するメールアドレスの数、1 のメールアドレスにおいて利用できる電子メール										
蓄積容量、蓄積できる期間の変更及び「迷惑メールおまかせ振り分け」の利用について請求することができます。										
ウ 追加できるメールアドレスの数は、最大 <u>9</u> 個までとします。										

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧					新					備 考（変更理由）																																																
<table><tr><th>区分</th><th>種類</th><th colspan="2">単位</th><th>料金額[月額]（税込）</th></tr><tr><td rowspan="2">標準付加機能 ただし、一部任意付加機能があります。</td><td>1－2 電子メール機能 （K C B－N E T電子メール機能）</td><td>基本額</td><td>メールアドレス1個 (10MB/1 メールアドレス)</td><td>無料</td></tr><tr><td>1－2の電子メール機能とは、提携事業者である高知ケーブルテレビ株式会社に設置される電子メール情報蓄積装置を利用して、電子メールの蓄積、読み出し又は転送等を行う機能をいいます。</td><td>加算額</td><td>1 メールアドレス追加ごと (10MB/1 メールアドレス)</td><td>300 円 (税込 330 円)</td></tr><tr><th colspan="5">内容</th></tr><tr><td colspan="5">ア 本機能は、別記1（1）の提供区域がピカラK C Bのピカラ光ねっと契約者（以下ピカラK C B光ねっと契約者といいます。）に対して提供します。 イ 当社は、1の契約者回線につき1のメールアドレスを割り当てるものとし、<u>1</u>のメールアドレスに蓄積できる通信の情報量は10MB とします。</td></tr></table>					区分	種類	単位		料金額[月額]（税込）	標準付加機能 ただし、一部任意付加機能があります。	1－2 電子メール機能 （K C B－N E T電子メール機能）	基本額	メールアドレス1個 (10MB/1 メールアドレス)	無料	1－2の電子メール機能とは、提携事業者である高知ケーブルテレビ株式会社に設置される電子メール情報蓄積装置を利用して、電子メールの蓄積、読み出し又は転送等を行う機能をいいます。	加算額	1 メールアドレス追加ごと (10MB/1 メールアドレス)	300 円 (税込 330 円)	内容					ア 本機能は、別記1（1）の提供区域がピカラK C Bのピカラ光ねっと契約者（以下ピカラK C B光ねっと契約者といいます。）に対して提供します。 イ 当社は、1の契約者回線につき1のメールアドレスを割り当てるものとし、 <u>1</u> のメールアドレスに蓄積できる通信の情報量は10MB とします。					<table><tr><th>区分</th><th>種類</th><th colspan="2">単位</th><th>料金額[月額]（税込）</th></tr><tr><td rowspan="2">標準付加機能 ただし、一部任意付加機能があります。</td><td>1－2 電子メール機能 （K C B－N E T電子メール機能）</td><td>基本額</td><td>メールアドレス1個 (10MB/1 メールアドレス)</td><td>無料</td></tr><tr><td>1－2の電子メール機能とは、提携事業者である高知ケーブルテレビ株式会社に設置される電子メール情報蓄積装置を利用して、電子メールの蓄積、読み出し又は転送等を行う機能をいいます。</td><td>加算額</td><td>1 メールアドレス追加ごと (10MB/1 メールアドレス)</td><td>300 円 (税込 330 円)</td></tr><tr><th colspan="5">内容</th></tr><tr><td colspan="5">ア 本機能は、別記1（1）の提供区域がピカラK C Bのピカラ光ねっと契約者（以下ピカラK C B光ねっと契約者といいます。）に対して提供します。 イ 当社は、1の契約者回線につき1のメールアドレスを割り当てるものとし、メールアドレスに蓄積できる通信の情報量は10MB とします。</td></tr></table>					区分	種類	単位		料金額[月額]（税込）	標準付加機能 ただし、一部任意付加機能があります。	1－2 電子メール機能 （K C B－N E T電子メール機能）	基本額	メールアドレス1個 (10MB/1 メールアドレス)	無料	1－2の電子メール機能とは、提携事業者である高知ケーブルテレビ株式会社に設置される電子メール情報蓄積装置を利用して、電子メールの蓄積、読み出し又は転送等を行う機能をいいます。	加算額	1 メールアドレス追加ごと (10MB/1 メールアドレス)	300 円 (税込 330 円)	内容					ア 本機能は、別記1（1）の提供区域がピカラK C Bのピカラ光ねっと契約者（以下ピカラK C B光ねっと契約者といいます。）に対して提供します。 イ 当社は、1の契約者回線につき1のメールアドレスを割り当てるものとし、メールアドレスに蓄積できる通信の情報量は10MB とします。					
区分	種類	単位		料金額[月額]（税込）																																																						
標準付加機能 ただし、一部任意付加機能があります。	1－2 電子メール機能 （K C B－N E T電子メール機能）	基本額	メールアドレス1個 (10MB/1 メールアドレス)	無料																																																						
	1－2の電子メール機能とは、提携事業者である高知ケーブルテレビ株式会社に設置される電子メール情報蓄積装置を利用して、電子メールの蓄積、読み出し又は転送等を行う機能をいいます。	加算額	1 メールアドレス追加ごと (10MB/1 メールアドレス)	300 円 (税込 330 円)																																																						
内容																																																										
ア 本機能は、別記1（1）の提供区域がピカラK C Bのピカラ光ねっと契約者（以下ピカラK C B光ねっと契約者といいます。）に対して提供します。 イ 当社は、1の契約者回線につき1のメールアドレスを割り当てるものとし、 <u>1</u> のメールアドレスに蓄積できる通信の情報量は10MB とします。																																																										
区分	種類	単位		料金額[月額]（税込）																																																						
標準付加機能 ただし、一部任意付加機能があります。	1－2 電子メール機能 （K C B－N E T電子メール機能）	基本額	メールアドレス1個 (10MB/1 メールアドレス)	無料																																																						
	1－2の電子メール機能とは、提携事業者である高知ケーブルテレビ株式会社に設置される電子メール情報蓄積装置を利用して、電子メールの蓄積、読み出し又は転送等を行う機能をいいます。	加算額	1 メールアドレス追加ごと (10MB/1 メールアドレス)	300 円 (税込 330 円)																																																						
内容																																																										
ア 本機能は、別記1（1）の提供区域がピカラK C Bのピカラ光ねっと契約者（以下ピカラK C B光ねっと契約者といいます。）に対して提供します。 イ 当社は、1の契約者回線につき1のメールアドレスを割り当てるものとし、メールアドレスに蓄積できる通信の情報量は10MB とします。																																																										
<table><tr><th>区分</th><th>種類</th><th colspan="2">単位</th><th>料金額[月額]（税込）</th></tr><tr><td rowspan="2">標準付加機能 ただし、一部任意付加機能があります。</td><td>2－1 ホームページ開設機能 （ピカラドメイン）</td><td>基本額</td><td>1のホームページアドレス (20MB/1 ホームページアドレス)</td><td>無料</td></tr><tr><td>2－1のホームページ開設機能とは、光ネットサービス取扱局に設置されるホームページ情報蓄積装置を利用して、ホームページに係る情報の蓄積又は公開等を行う事ができる機能をいいます。</td><td>加算額</td><td>1 ホームページ蓄積容量 5MB 追加ごと</td><td>200 円 (税込 220 円)</td></tr><tr><th colspan="5">内容</th></tr><tr><td colspan="5">ア 当社は、1の契約者回線につき1のホームページアドレスを割り当てるものとし、1のホームページアドレスに蓄積できる通信の情報量は20MB とします。 イ ピカラ光ねっと契約者は、1のホームページアドレス<u>ごと</u>に5MB 単位で最大 80MB まで蓄積容量の追加を請求することができます。</td></tr></table>					区分	種類	単位		料金額[月額]（税込）	標準付加機能 ただし、一部任意付加機能があります。	2－1 ホームページ開設機能 （ピカラドメイン）	基本額	1のホームページアドレス (20MB/1 ホームページアドレス)	無料	2－1のホームページ開設機能とは、光ネットサービス取扱局に設置されるホームページ情報蓄積装置を利用して、ホームページに係る情報の蓄積又は公開等を行う事ができる機能をいいます。	加算額	1 ホームページ蓄積容量 5MB 追加ごと	200 円 (税込 220 円)	内容					ア 当社は、1の契約者回線につき1のホームページアドレスを割り当てるものとし、1のホームページアドレスに蓄積できる通信の情報量は20MB とします。 イ ピカラ光ねっと契約者は、1のホームページアドレス <u>ごと</u> に5MB 単位で最大 80MB まで蓄積容量の追加を請求することができます。					<table><tr><th>区分</th><th>種類</th><th colspan="2">単位</th><th>料金額[月額]（税込）</th></tr><tr><td rowspan="2">標準付加機能 ただし、一部任意付加機能があります。</td><td>2－1 ホームページ開設機能 （ピカラドメイン）</td><td>基本額</td><td>1のホームページアドレス (20MB/1 ホームページアドレス)</td><td>無料</td></tr><tr><td>2－1のホームページ開設機能とは、光ネットサービス取扱局に設置されるホームページ情報蓄積装置を利用して、ホームページに係る情報の蓄積又は公開等を行う事ができる機能をいいます。</td><td>加算額</td><td>1 ホームページ蓄積容量 5MB 追加ごと</td><td>200 円 (税込 220 円)</td></tr><tr><th colspan="5">内容</th></tr><tr><td colspan="5">ア 当社は、1の契約者回線につき1のホームページアドレスを割り当てるものとし、1のホームページアドレスに蓄積できる通信の情報量は20MB とします。 イ ピカラ光ねっと契約者は、1のホームページアドレスに5 MB 単位で最大 80MB まで蓄積容量の追加を請求することができます。</td></tr></table>					区分	種類	単位		料金額[月額]（税込）	標準付加機能 ただし、一部任意付加機能があります。	2－1 ホームページ開設機能 （ピカラドメイン）	基本額	1のホームページアドレス (20MB/1 ホームページアドレス)	無料	2－1のホームページ開設機能とは、光ネットサービス取扱局に設置されるホームページ情報蓄積装置を利用して、ホームページに係る情報の蓄積又は公開等を行う事ができる機能をいいます。	加算額	1 ホームページ蓄積容量 5MB 追加ごと	200 円 (税込 220 円)	内容					ア 当社は、1の契約者回線につき1のホームページアドレスを割り当てるものとし、1のホームページアドレスに蓄積できる通信の情報量は20MB とします。 イ ピカラ光ねっと契約者は、1のホームページアドレスに5 MB 単位で最大 80MB まで蓄積容量の追加を請求することができます。					
区分	種類	単位		料金額[月額]（税込）																																																						
標準付加機能 ただし、一部任意付加機能があります。	2－1 ホームページ開設機能 （ピカラドメイン）	基本額	1のホームページアドレス (20MB/1 ホームページアドレス)	無料																																																						
	2－1のホームページ開設機能とは、光ネットサービス取扱局に設置されるホームページ情報蓄積装置を利用して、ホームページに係る情報の蓄積又は公開等を行う事ができる機能をいいます。	加算額	1 ホームページ蓄積容量 5MB 追加ごと	200 円 (税込 220 円)																																																						
内容																																																										
ア 当社は、1の契約者回線につき1のホームページアドレスを割り当てるものとし、1のホームページアドレスに蓄積できる通信の情報量は20MB とします。 イ ピカラ光ねっと契約者は、1のホームページアドレス <u>ごと</u> に5MB 単位で最大 80MB まで蓄積容量の追加を請求することができます。																																																										
区分	種類	単位		料金額[月額]（税込）																																																						
標準付加機能 ただし、一部任意付加機能があります。	2－1 ホームページ開設機能 （ピカラドメイン）	基本額	1のホームページアドレス (20MB/1 ホームページアドレス)	無料																																																						
	2－1のホームページ開設機能とは、光ネットサービス取扱局に設置されるホームページ情報蓄積装置を利用して、ホームページに係る情報の蓄積又は公開等を行う事ができる機能をいいます。	加算額	1 ホームページ蓄積容量 5MB 追加ごと	200 円 (税込 220 円)																																																						
内容																																																										
ア 当社は、1の契約者回線につき1のホームページアドレスを割り当てるものとし、1のホームページアドレスに蓄積できる通信の情報量は20MB とします。 イ ピカラ光ねっと契約者は、1のホームページアドレスに5 MB 単位で最大 80MB まで蓄積容量の追加を請求することができます。																																																										

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧				新				備 考（変更理由）			
第2 機器のレンタル料 2 ピカラ光ねっとを契約者以外の第三者に利用させる場合（公衆無線LANサービス）				第2 機器のレンタル料 2 ピカラ光ねっとを契約者以外の第三者に利用させる場合（公衆無線LANサービス）							
区分	単位			料金額 [月額] (税込)	区分	単位			料金額 [月額] (税込)		
	1 無線アクセスポイント	基本額	「1Gb/s」の場合	無線LANアクセスポイントについて1の機器ごと		700 円 (税込 770 円)	1 無線アクセスポイント	基本額	「1Gb/s」の場合	無線LANアクセスポイントについて1の機器ごと	700 円 (税込 770 円)
			注) 「1Gb/s」以外の品目の場合、本機能は提供しません						注) 「1Gb/s」以外の品目の場合、本機能は提供しません		
	1 無線アクセスポイントとは、契約者回線等の終端に接続する当社と公衆無線LAN サービスに関する業務提携をする事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）が提供する「『公衆無線LAN サービス』環境提供サービス」が利用できる機器をいいます。		ピカラ光ねっとのみ利用している場合	無線LAN対応ルータについて1の機器ごと		無料	1 無線アクセスポイントとは、契約者回線等の終端に接続する当社と公衆無線LAN サービスに関する業務提携をする事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）が提供する「『公衆無線LAN サービス』環境提供サービス」が利用できる機器をいいます。		ピカラ光ねっとのみ利用している場合	無線LAN対応ルータについて1の機器ごと	無料
			注) ピカラ光でんわを契約している場合は提供しません						注) ピカラ光でんわを契約している場合は提供しません		
	備考					備考					
	ア 当社は、1の契約者回線等につき、1の機器を提供します。また、当社が提供する無線LANアクセスポイントは最大で4台までとなります。					ア 当社は、1の契約者回線等につき、1の機器を提供します。また、当社が提供する無線LANアクセスポイントは最大で4台までとなります。					
	イ 当社は、本機能の提供に伴い、無線LAN対応ルータを貸与します。ただし、ピカラ光でんわ契約に係る無線LAN対応ルータを既に提供している場合においては、別途当該機器の提供はいたしません。					イ 当社は、本機能の提供に伴い、無線LAN対応ルータを貸与します。ただし、ピカラ光でんわ契約に係る無線LAN対応ルータを既に提供している場合においては、別途当該機器の提供はいたしません。					
	ウ ピカラ光ねっと契約者は、当該機器で公衆無線LANサービスを利用するにあたり、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスが提供する「『公衆無線LAN サービス』環境提供サービス」への申込みが別途必要となります。					ウ ピカラ光ねっと契約者は、当該機器で公衆無線LANサービスを利用するにあたり、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスが提供する「『公衆無線LAN サービス』環境提供サービス」への申込みが別途必要となります。					
	エ 当社は、当社と公衆無線LAN サービスに関する業務提携をする事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）が提供する「『公衆無線LAN サービス』環境提供サービス」を利用する場合に限り、この約款の別記 11「ピカラ光ねっとにおける禁止事項」で定めるピカラ光ねっとの第三者利用を認めます。					エ 当社は、当社と公衆無線LAN サービスに関する業務提携をする事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）が提供する「『公衆無線LAN サービス』環境提供サービス」を利用する場合に限り、この約款の別記 11「ピカラ光ねっとにおける禁止事項」で定めるピカラ光ねっとの第三者利用を認めます。					
	オ 当社はピカラ光ねっと契約者の責めによらない理由により当該機器が正常に利用できなくなった場合、当社の責任において修理又は取替え等の対応を行うものとします。					オ 当社はピカラ光ねっと契約者の責めによらない理由により当該機器が正常に利用できなくなった場合、当社の責任において修理又は取替え等の対応を行うものとします。					
	カ 当社は、ピカラ光ねっと契約者の責めに帰すべき事由により当該機器を滅失又は毀損した場合は、購入代価格相当額をピカラ光ねっと契約者に請求できるものとします。					カ 当社は、ピカラ光ねっと契約者の責めに帰すべき事由により当該機器を滅失又は毀損した場合は、購入代価格相当額をピカラ光ねっと契約者に請求できるものとします。					
	キ ピカラ光ねっと契約者は、本機器の解約を行う場合、直ちに当該機器を当社に返還するものとします。なお、当社が定める期日までに返還が行われない場合には、購入代価格相当額をピカラ光ねっと契約者に請求できるものとします。					キ ピカラ光ねっと契約者は、本機器の解約を行う場合、直ちに当該機器を当社に返還するものとします。なお、当社が定める期日までに返還が行われない場合には、購入代価格相当額をピカラ光ねっと契約者に請求できるものとします。					
	ク 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。					ク 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。					
	ケ 当該機器におけるその他提供条件については、この約款に定めるところによります。					ケ 当該機器におけるその他提供条件については、この約款に定めるところによります。					

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧								新								備 考（変更理由）											
第2表 工事に関する費用 第1 工事費 1 適用 (3)新規・変更・解除に係る工事費の区分 ウ 解除の工事に係る工事費については、次の区分があります。													第2表 工事に関する費用 第1 工事費 1 適用 (3)新規・変更・解約に係る工事費の区分 ウ 解約の工事に係る工事費については、次の区分があります。														
オ 別記1（1）に定める提供区域に対して、次表のとおり（3）ア及びウ 工事費の区分を適用します。 （○ 適用、－ 非適用）													オ 別記1（1）に定める提供区域に対して、次表のとおり（3）ア及びウ 工事費の区分を適用します。 （○ 適用、－ 非適用）														
地 域		提供区域名		新規又は変更の 工事に係る工事費			解除の工事に係る工事費			地 域		提供区域名		新規又は変更の 工事に係る工事費			解約の工事に係る工事費										
				(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)					(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)								
香 川 県		ピカラ（香川）		○	○	○	○	○	○	香 川 県		ピカラ（香川）		○	○	○	○	○	○								
		ピカラさぬき市		○	○	○	○	○	○			○	○														
		ピカラCVC ※1		○	○	○	－	－	－			○	○	○	－	－	－										
		ピカラMCB ※1		○	○	○	－	－	－			○	○	○	－	－	－										
		ピカラ東かがわ		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○										
		ピカラKBN ※1		○	○	○	－	－	－			○	○	○	－	－	－										
※1: 新規・変更に係る工事費について、別途、第10条第2項に定める提携事業者に対する費用が必要となります。													※1: 新規・変更に係る工事費について、別途、第10条第2項に定める提携事業者に対する費用が必要となります。														
また、解除に係る工事費について、別途、提携事業者が定める工事費が必要となります。													また、解約に係る工事費について、別途、提携事業者が定める工事費が必要となります。														
※2: 新規・変更に係る工事費について、別途、特定協定事業者が定める費用が必要となります。													※2: 新規・変更に係る工事費について、別途、特定協定事業者が定める費用が必要となります。														
また、解除に係る工事費について、別途、特定協定事業者が定める工事費が必要となります。													また、解約に係る工事費について、別途、特定協定事業者が定める工事費が必要となります。														
(4)契約者回線等の移転に係る工事費の適用 ア 契約者回線等の移転に係る工事費は、解除に係る工事費を適用します。													(4)契約者回線等の移転に係る工事費の適用 ア 契約者回線等の移転に係る工事費は、解約に係る工事費を適用します。														
(5)工事費の減額適用 当社は、上記の（3）新規・変更・解除に係る工事費の区分の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。													(5)工事費の減免 当社は、上記の（3）新規・変更・解約に係る工事費の区分の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減免することがあります。														

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧				新				備 考（変更理由）
2 工事費の額				2 工事費の額				
工事の種類		単位	工事費の額（税込）	工事の種類		単位	工事費の額（税込）	
新規・変更に係る工事	交換機等工事費	1 の工事ごと	1,000 円（税込 1,100 円）	新規・変更に係る工事	交換機等工事費	1 の工事ごと	1,000 円（税込 1,100 円）	
	回線終端装置工事費	1 の工事ごと	7,000 円（税込 7,700 円）		回線終端装置工事費	1 の工事ごと	7,000 円（税込 7,700 円）	
	配線工事費	1 の工事ごと	15,000 円（税込 16,500 円）		配線工事費	1 の工事ごと	15,000 円（税込 16,500 円）	
<u>解除</u> に係る工事	屋内残置工事費	1 の工事ごと	0 円	<u>解約</u> に係る工事	屋内残置工事費	1 の工事ごと	0 円	
	軒先残置工事費	1 の工事ごと	5,000 円（税込 5,500 円）		軒先残置工事費	1 の工事ごと	5,000 円（税込 5,500 円）	
	引込線全撤去工事費	1 の工事ごと	10,000 円（税込 11,000 円）		引込線全撤去工事費	1 の工事ごと	10,000 円（税込 11,000 円）	
備考				備考				
上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。				上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。				
ア 上記工事費のうち、新規に係る回線終端装置工事費および配線工事費の適用については、次の通りとします。 ・2022 年 6 月 30 日までにピカラ光ねっと契約の申込みをしたピカラ光ねっと契約者 施工した工事に係る回線終端装置工事費および配線工事費の支払を要します。 ・2022 年 7 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までにピカラ光ねっと契約の申込みをしたピカラ光ねっと契約者（ただし、別記 1（1）で定める提供区域のうち、ピカラ（香川）、ピカラさぬき市、ピカラ東かがわ、ピカラ（愛媛）、ピカラ新居浜・西条、ピカラ（徳島）、ピカラ海部、ピカラ KCB、ピカラ中土佐に限ります。） 23 ヶ月以内にピカラ光ねっと契約の <u>解除</u> があった場合に限り、 <u>解除</u> 時に、継続利用期間に応じて下表の金額の支払いを要します。 ・2023 年 4 月 1 日以降にピカラ光ねっと契約の申込みをしたピカラ光ねっと契約者 23 ヶ月以内にピカラ光ねっと契約の <u>解除</u> があった場合に限り、 <u>解除</u> 時に、継続利用期間に応じて下表の金額の支払いを要します。				ア 上記工事費のうち、新規に係る回線終端装置工事費および配線工事費の適用については、次の通りとします。 ・2022 年 6 月 30 日までにピカラ光ねっと契約の申込みをしたピカラ光ねっと契約者 施工した工事に係る回線終端装置工事費および配線工事費の支払を要します。 ・2022 年 7 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までにピカラ光ねっと契約の申込みをしたピカラ光ねっと契約者（ただし、別記 1（1）で定める提供区域のうち、ピカラ（香川）、ピカラさぬき市、ピカラ東かがわ、ピカラ（愛媛）、ピカラ新居浜・西条、ピカラ（徳島）、ピカラ海部、ピカラ KCB、ピカラ中土佐に限ります。） 23 ヶ月以内にピカラ光ねっと契約の <u>解約</u> があった場合に限り、 <u>解約</u> 時に、継続利用期間に応じて下表の金額の支払いを要します。 ・2023 年 4 月 1 日以降にピカラ光ねっと契約の申込みをしたピカラ光ねっと契約者 23 ヶ月以内にピカラ光ねっと契約の <u>解約</u> があった場合に限り、 <u>解約</u> 時に、継続利用期間に応じて下表の金額の支払いを要します。				
ウ 同一建物内における引込線、 <u>屋内配線</u> 及び <u>回線終端装置</u> の移設に係る工事費については、実費の支払いを要します。ただし、別記 1（ピカラ光ねっとの提供区域）に定める区域のうちピカラ（徳島）については、実費を請求しないものとします。				ウ 同一建物内における <u>契約者回線等</u> の移設に係る工事費については、実費の支払いを要します。ただし、別記 1（ピカラ光ねっとの提供区域）に定める区域のうちピカラ（徳島）については、実費を請求しないものとします。				

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）								
料金表 第3表 事務手数料等 1 適用 手続きに関する料金の適用については、次のとおりとします。 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(2) 事務手数料等の適用除外又は減額等</td><td>ア 当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又は、その額を減額して適用することがあります。</td></tr></table>	区 分	内 容	(2) 事務手数料等の適用除外又は減額等	ア 当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又は、その額を減額して適用することがあります。	料金表 第3表 事務手数料等 1 適用 手続きに関する料金の適用については、次のとおりとします。 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(2) 事務手数料等の減免</td><td>ア 当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、別に定めるところにより、手続きに関する料金を減免することがあります。</td></tr></table>	区 分	内 容	(2) 事務手数料等の減免	ア 当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、別に定めるところにより、手続きに関する料金を減免することがあります。	
区 分	内 容									
(2) 事務手数料等の適用除外又は減額等	ア 当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又は、その額を減額して適用することがあります。									
区 分	内 容									
(2) 事務手数料等の減免	ア 当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、別に定めるところにより、手続きに関する料金を減免することがあります。									

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
附 則	附 則 <u>（実施期日）</u> 1 この改正約款は、２０２４年８月１日から実施します。 <u>（経過措置）</u> 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 <u>（整理品目）</u> 3 料金表 第１表 料金第２ 機器のレンタル料２ ピカラ光ねつとを契約者以外の第三者に利用させる場合（公衆無線ＬＡＮサービス）における無線アクセスポイントについては、２０２４年９月３０日をもって提供を終了するものとします。 <u>（特例措置）</u> 4 別記１（１）の提供区域において、２０２４年８月１日から２０２５年１月３１日までの間に、光ネットサービス契約（品目が10Gb/sのものに限る）の新規契約を行ったピカラ光ねつと契約者には、次の特例措置を実施します。 （１）光ネットサービス契約（品目が10Gb/sのものに限る）の料金額は、以下のとおりとします。 （ア）プラン１（ホーム）タイプⅠの料金額は、課金される月から１２ヶ月に限り、基本額から1,500円を減額し、5,200円（税込5,720円）とします。 （イ）プラン２－１（マンションオール光タイプ）の料金額は、課金される月から１２ヶ月に限り、基本額から1,500円を減額し、4,000円（税込4,400円）とします。 （２）他の減額措置により、光ネットサービス契約の定額利用料が減額される場合は、他の減額措置が終了する翌月から（１）の特例措置を実施します。 （３）（１）の適用期間中に他の品目に変更した場合、又は光ネットサービスの利用の一時中断、利用停止又は利用休止があった場合は、（１）の特例措置の実施を中断します。 （４）品目変更（ただし、10Gb/s品目から1Gb/s品目への変更に限る）に係る手数料（契約事務手数料2,000円（税込2,200円）及び品目変更手数料1,000円（税込1,100円））3,000円（税込3,300円）及び回線終端装置工事費7,000円（税込7,700円）を初回のみ0円とします。	